

水田・畑作

詳しく知りたい方へ！

経営所得安定対策の概要

(品目横断的経営安定対策から名称変更)

北海道の皆様用



Ver. 1

このパンフレットは平成20年2月20日現在のものであり、随時更新します。
最新の内容については、農林水産省ホーム・ページ / 担い手と集落営農
(<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/>) を御確認下さい。

はじめに

農林水産省では、我が国の土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給、地域農業の維持・発展を図るため、平成19年4月から水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を導入しました。

また、対策導入後に生産現場の皆さんからいただいた意見を踏まえ、地域の実態により即したものとなるよう見直し・改善を行いました。

ここでは、見直し・改善後の対策の内容について詳しく説明していきます。

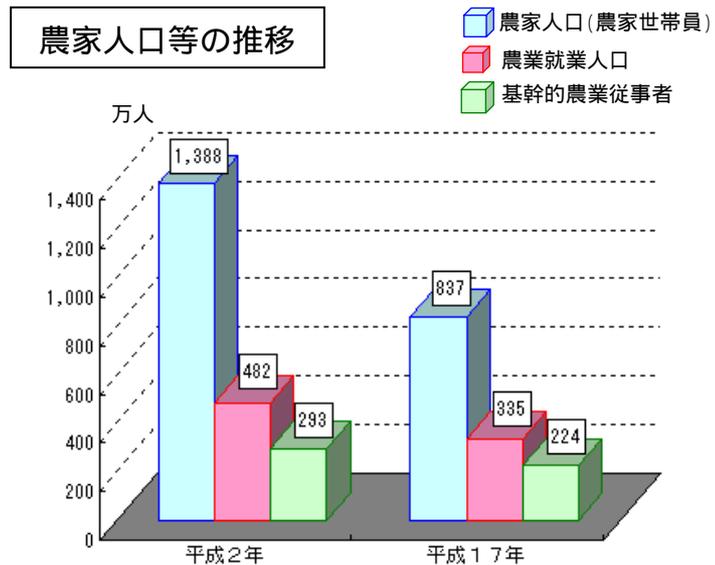
～ 目 次 ～

	頁
1．水田・畑作経営所得安定対策の導入の背景	1
2．対策の内容	3
3．支援対象者	4
（1）認定農業者になるには	4
（2）こんな集落営農が対象になります	5
4．経営規模要件	6
（1）市町村特認の創設	7
（2）特例・特認の活用フロー	8
5．具体的な支援の内容	9
（1）生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）	9
過去の生産実績に基づく交付金（固定払）	10
毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）	11
生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）のモデル試算例	12
過去の生産実績の移動	13
過去の生産実績がない場合に対する支援（担い手経営革新促進事業）	14
（2）収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）	15
19年産における特例措置	16
20年産以降の制度の充実	16
収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）のモデル試算例	17
6．対策の加入手続等	19
7．その他	21
（1）担い手支援策の充実	21
新たな発想に立った担い手支援策の創設	21
発展段階に応じた集落営農支援策の充実	22
（2）農業経営基盤強化準備金制度	23
「水田・畑作経営相談窓口」一覧	24

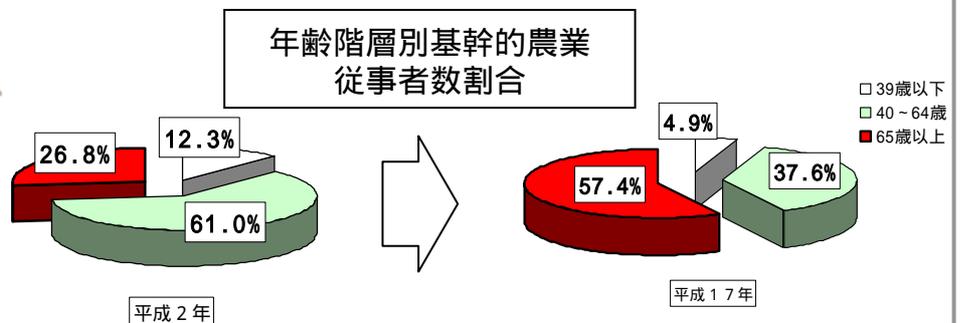
1. 水田・畑作経営所得安定対策の導入の背景

我が国の農業の現状は、農業者の数が急速に減り、農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいます。また、耕作放棄地も増えています。

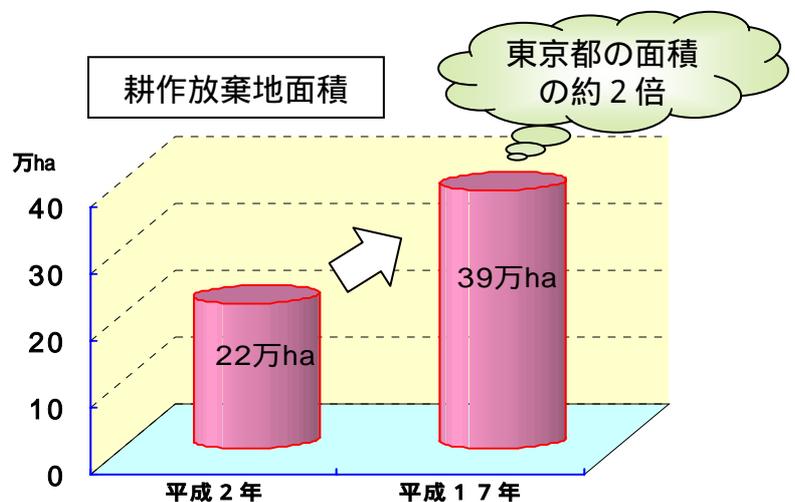
農家人口が減少しています！



高齢化が進行しています！



耕作放棄地が増えています！



特に、米を中心とした水田農業など、土地利用型の農業については、依然、生産構造がぜい弱なままの状況であり、体質強化を図ることが重要な課題となっています。

部門別の規模拡大の進展状況

	昭和35年	平成17年	17年 / 35年	各部門別産出額に占める 主業農家の割合
水 稲 	0.55ha	0.96ha	1.7倍	38%
野 菜 	0.09ha	0.53ha	6.2倍	82%
果 樹 	0.2ha	0.61ha	3.0倍	67%
乳用牛 	2.0頭	60頭	30倍	95%
養 豚 	2.4頭	約1,100頭	約450倍	92%
採卵鶏 	27羽	約33,500羽	約1,200倍	90%

注：養豚の17年は16年の値。
採卵鶏の35年は40年、17年は16年の値。
主業農家とは、農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

強い土地利用型農業をつくるための「水田・畑作経営所得安定対策」

本対策は、

将来にわたって安定的な農業経営を展開できるよう、その対象者について、他産業並みの所得を目指す観点から一定の経営規模要件を設け、この経営規模要件をクリアする努力をテコに、土地利用型農業の体質を強化すること（ ）

経営の安定化により、経営者が創意工夫を活かした経営を展開し、消費者等のニーズに応えた生産が行われ、食料の安定供給が図られること

WTOルールの下でも安定的な支援を行えるようにすることを目的としています。

〔 小規模・高齢農家の中で、事情により経営規模要件を直ちにクリアすることが困難な場合でも、集落営農を組織し、参加すれば、対策の対象となる途も用意しています。 〕

2. 対策の内容

支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、地域の実態に即した様々な特例・特認も準備（P6参照）されています。

認定農業者



集落営農組織



この他、対象となる担い手は、国が定める環境規範を遵守すること、対象農地を農地として利用する必要があります。

支援の内容

生産条件不利補正対策

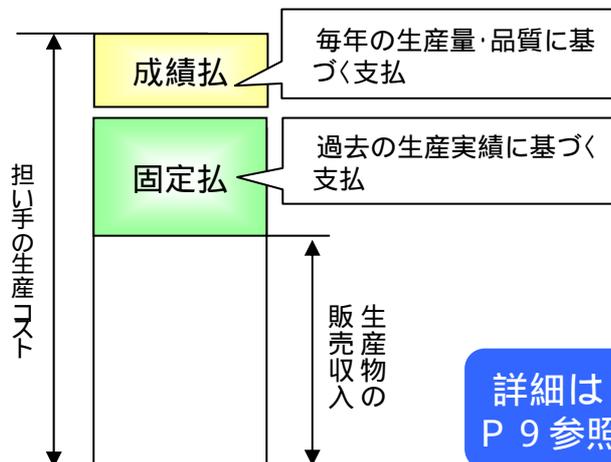
(麦・大豆等直接支払)

- 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。
- 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払があります。

〔 固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある方が対象になります。 〕

【対象品目は4品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



詳細は
P 9 参照

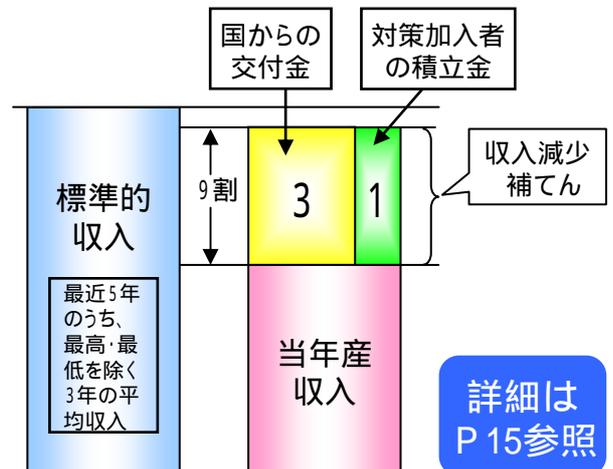
収入減少影響緩和対策

(収入減少補てん)

- 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。
- 対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（対策加入者1：国3）していただく必要があります。

【対象品目は5品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



詳細は
P 15参照

3. 支援対象者

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になるには、5年後の自らの経営目標やその達成のための取組内容を表した「**農業経営改善計画**」を作成して、**市町村に計画の認定を申請**する必要があります。

市町村は、計画の内容が認定基準を満たすかどうか審査の上、認定します。

～ 認定までの流れ ～

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



経営改善を図ろうとする方

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、性別や年齢等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
(生産調整に取り組むことが必要です)

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

各種支援

ミニQ&A

「認定農業者に年齢制限はあるの？」

国として一律の年齢制限は設けていません。市町村において年齢制限を設け、画一的な運用を行っている場合には、これを廃止するか、または弾力的な運用を行うよう指導しています。

「現在の経営規模が10ha未満でも認定農業者になれるの？」

現在の経営規模が小さくても、経営規模の拡大、新規作物の導入、農産物加工・販売等により、市町村基本構想で示す目標所得等を目指して農業経営の改善を図ろうとする方であれば、認定の対象となります。

(2) こんな集落営農が対象になります

地域の農業を担う集落営農は、将来にわたって効率的で安定した農業経営を行うことができるよう、**特定農業団体**となるか、**これと同様の要件(以下の5つ)**を備えることが必要です。

農用地の利用集積目標を定めること

地域の農用地の**2/3以上**を集積(農作業を受託)する**目標(5年後)**を定めます。

(**地域の生産調整面積の過半**を受託する組織の場合は、**1/2以上**の集積で足りません。)

規約を作成すること

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた**組織の規約**を作成します。

共同販売経理を行うこと

集落営農組織の口座を設けて、対象品目について**組織名義**で出荷し、その**販売代金**を**組織の口座**で受け取ります。

農業生産法人化計画を作成すること

農業生産法人となる**計画(5年以内、延長可能)**を作成します。

主たる従事者の所得目標を定めること

組織の主たる従事者について、**農業所得の目標**を定めます。



ミニQ&A

「共同販売経理は、家計まで一緒にしないとダメなの？」

構成員の生活資金や個別の農業経営等の経理を行う**個人の口座**までもまとめる必要はありません。

「予定日までに法人化できなかった場合は？」

法人化に向けて努力してきたものの、予定日までに法人化できなかった場合は、**目標を延期**することができます。

「法人化できなかった場合に、既に受け取った交付金は？」

計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還**を求められるものではありません。

「主たる従事者を特定できない場合は？」

集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数**を定めればよく、また、**目標農業所得額**は市町村**基本構想**に定められた額を目標とすることもできます。

4 . 経営規模要件

経営規模の要件は原則、認定農業者10ha（都府県4ha）、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえ、**物理的特例**、**所得特例**、**生産調整特例**、**市町村特認**が措置されています。これにより、熱意をもって営農に取り組む方が対策に参加することが可能です。

以下のいずれかに該当すれば対策に加入することができます。

面積要件(物理的特例で緩和)を満たす場合

原則は、認定農業者10ha（都府県4ha）、集落営農組織20haですが、**集落の農地が少ない**など、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、**面積要件が緩和**されています（物理的特例）。

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	都府県：2.6ha～4ha	平場：12.8ha～20ha
	北海道：6.4ha～10ha	中山間：10ha～20ha

各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせください。

所得特例を満たす場合

有機栽培や複合経営等により**十分な農業所得があれば対象**になります。

〔特例の要件〕

- ・ 対象者（集落営農組織の場合は、主たる従事者）の農業所得が市町村の目標農業所得の過半であること
- ・ 対象品目の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上であること
- ・ 農業経営改善計画等に記載した農産物の加工・販売、その他の所得の額も含めることができます。

生産調整特例を満たす場合（集落営農に限ります。）

地域の**生産調整に取り組む組織**であれば**面積要件は大幅に緩和**されます。

〔特例の要件〕

- ・ 地域の生産調整面積の過半を受託している組織であること

〔基準〕

- ・ 地域ごとの生産調整率により基準が設定されています。（下限：平場7ha、中山間4ha）
各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

市町村特認の対象になる場合



詳しくは次頁参照

経営規模として算入できる面積

農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です（樹園地、採草放牧地は除く。）。

「権原」（所有権、賃借権等）を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「**受託面積**」も算入できます。

(1) 市町村特認の創設

地域農業の担い手として、熱意をもって営農に取り組んでいる方が対策の対象となるよう、新たに「市町村特認制度」を創設しました。

具体的には、面積要件や特例に該当しない方でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で本対策に加入できます。

市町村特認の対象者(ガイドライン)

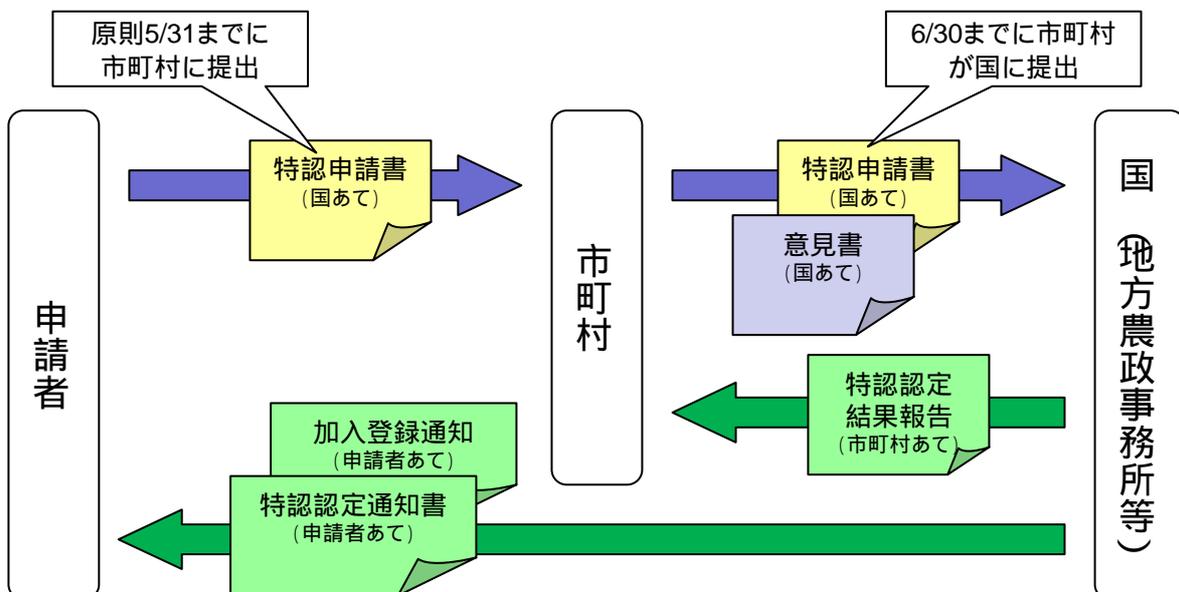
地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織
(集落営農組織は、P5の5つの要件を満たしていることが必要です。)

その他市町村が特に必要と認めた者

加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった者など

～ 市町村特認の申請・認定事務手順のながれ ～



地域水田農業ビジョンの担い手リストの点検・更新等を行いましょう。

将来にわたって地域農業を担っていく者の育成方針等の点検
担い手リストの更新（認定農業者、集落営農組織等の経営形態、営農類型、経営面積等の明確化）

(2) 特例・特認の活用フロー

あなたは、認定農業者ですか？
または、集落営農組織の構成員ですか？

YES

NO

規模要件(原則)を満たしていますか？
 (認定農業者 10ha
 集落営農組織 20ha)

認定農業者又は集落営農組織の構成員になることをご検討下さい。

NO

規模要件の特例を活用することができますか？

所得特例	物理的特例	生産調整特例
農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、対象農産物の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上 あなたの地域の目標農業所得額は、 _____万円です。	規模拡大が困難な地域については、実態に即して規模要件が緩和されます。 (認定農業者 6.4~10ha 集落営農組織 平場：12.8~20ha 中山間：10~20ha) あなたの地域の物理的特例は、 _____haです。	地域の生産調整面積の過半を受託している集落営農組織の場合、地域ごとの生産調整率に応じて規模要件が緩和されます。 (下限：平場 7ha 中山間 4ha) あなたの地域の生産調整特例は、 _____haです。

各地域の目標農業所得額等は、北海道農政事務所等にお問い合わせください。

YES

NO

YES

「市町村特認」の活用
「地域水田農業ビジョン」の担い手リストに
位置付けられていますか？

YES

市町村の意見を踏まえ、
国が特認の適用を認定

水田・畑作経営所得安定対策に加入できます

5. 具体的な支援の内容

(1) 生産条件不利補正対策(麦・大豆等直接支払)

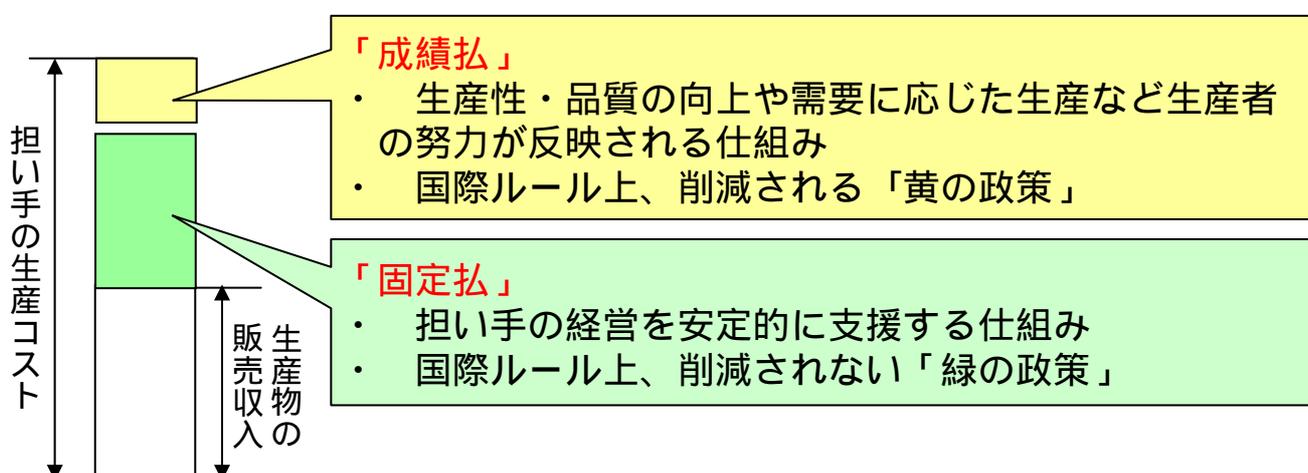
担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分(諸外国との生産条件の格差から生じる不利)を

過去の一定期間の生産実績に基づく交付金(固定払)

毎年の生産量・品質に基づく交付金(成績払)

の2つの支払で補てんします。

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目が対象(ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の麦・大豆は支援対象外)です。

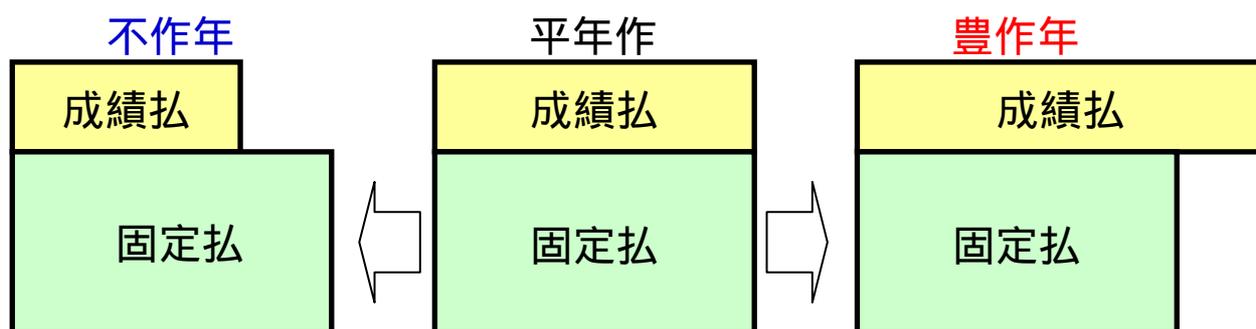


支払の特徴(10a当たり)

固定払は、年々の豊作・不作にかかわらず、対策加入者の過去の一定期間(平成16~18年)の生産実績に基づき、毎年一定額が支払われます。

不作年でも一定の手取りが確保され、確実に計算できる固定収入があるメリットを活用すれば、経営上の創意工夫が発揮しやすくなります。

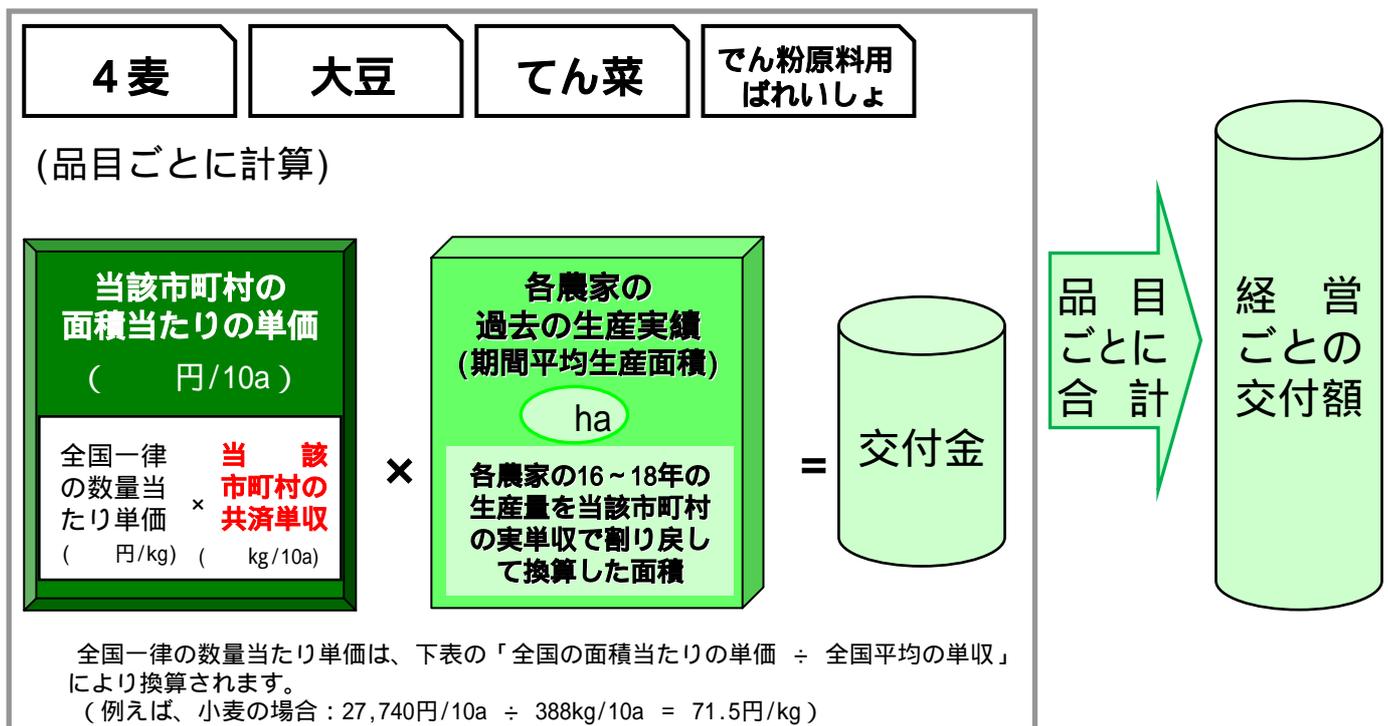
成績払は、その年の品質や生産量に応じて支払われます。品質や生産量が高ければ、より高い手取りが確保されます。



過去の生産実績に基づく交付金（固定払）

固定払については、対象品目ごとに面積当たりの単価と過去の生産実績を掛け合わせ、全品目を合計した額が交付額となります。

- ・ **面積当たりの単価**は、地域の生産力を反映したものとなるよう、共済単収を用いて**市町村別に設定**します。
- ・ **過去の生産実績**は、**基準期間（平成16～18年）の生産量**を市町村の実単収で割って**面積に換算**します。



<「面積当たりの単価(全国平均)」と「全国平均の単収水準」>

実際の面積当たりの単価は、市町村ごとに異なります。

単位(単価：円/10a、単収：kg/10a)

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
面積当たりの単価	27,740	21,070	18,290	23,750	20,230	28,910	37,030
全国平均の単収	388	362	322	333	203	5,760	4,350

各市町村の面積当たりの単価は、各地方農政事務所等で縦覧されているほか、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/ninaite/menu8_law.html)でも御覧になれます。

過去の生産実績は、経営規模の拡大等に伴い、農地の出し手から受け手に移動することができます。(P13)

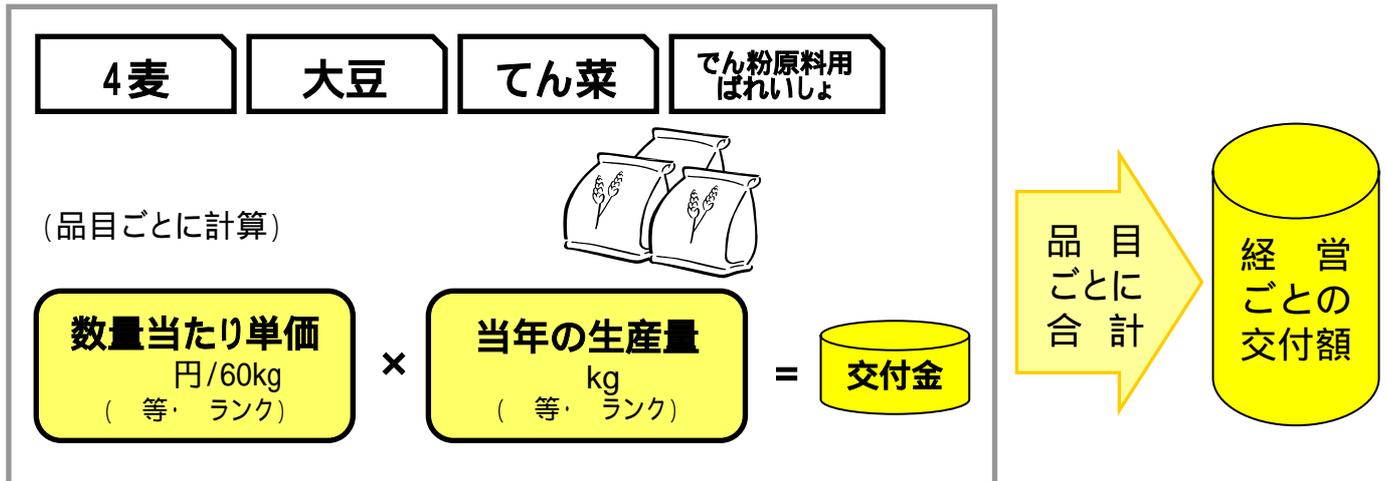
19年以降、生産調整が拡大されたり新規参入をしたことにより、過去の生産実績がない場合は、別途支援が行われます。(P14)

毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）

成績払については、対象品目ごとに数量当たりの単価と当年の生産量を掛け合わせ、全品目の合計が交付額となります。

数量当たりの単価は、

- ・ 品質に応じた格差を設定します。
- ・ 当面の間（21年産まで）は固定されます。



< 数量当たり単価（全国一律） >

(円/単位量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60kg当たり)	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
二条大麦 (50kg当たり)	1,671	1,254	1,129	1,079	705	288	163	113
六条大麦 (50kg当たり)	1,642	1,225	1,100	1,048	676	259	134	82
はだか麦 (60kg当たり)	2,305	1,805	1,655	1,572	1,145	645	495	412

(円/60kg)

品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆
	1等	2等	3等	特定加工用	1～3等
大豆	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

(円/トン)

(円/トン)

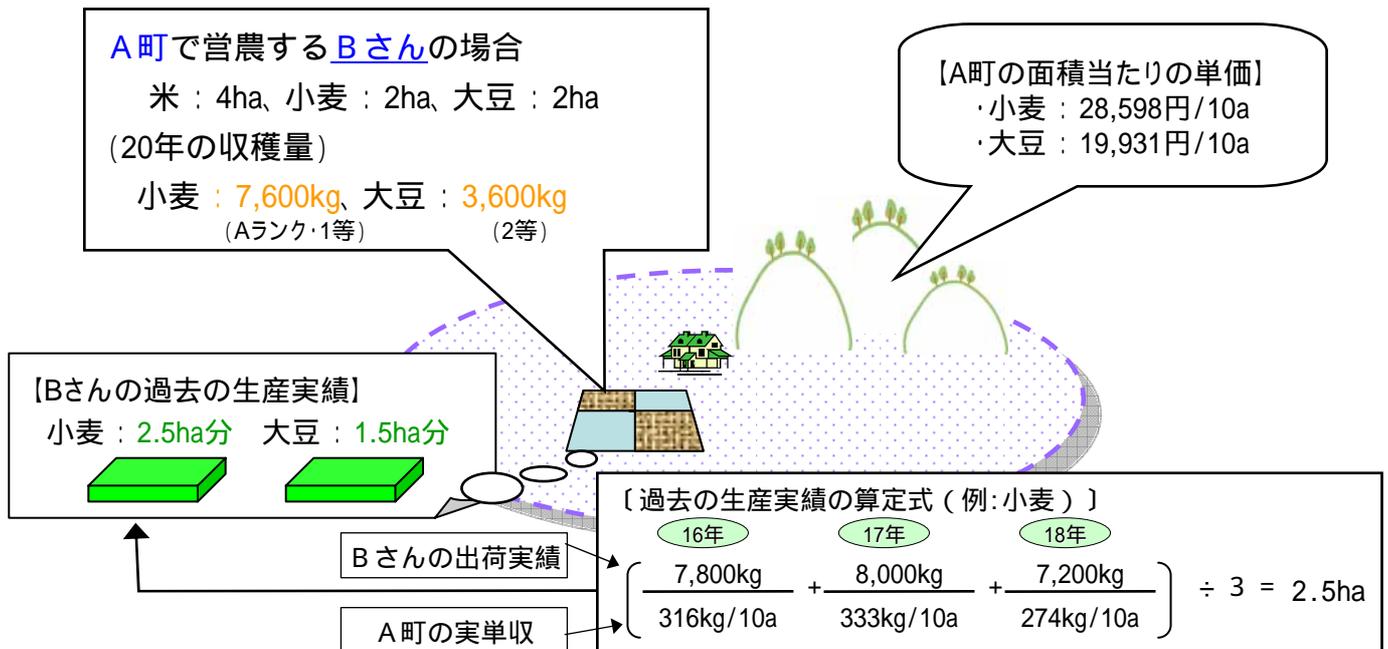
品質区分 (糖度)	(0.1度ごと)	17.1度	(0.1度ごと)
てん菜	67	2,150	+ 67

品質区分 (でん粉含有率)	(0.1%ごと)	17.4%	(0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしよ	70	3,650	+ 70

生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払） のモデル試算例

県A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）
の場合の試算例。

この例では、Bさんは**1,445千円**の交付金が受け取れます。



< 固定払 >

	A町の面積当たり単価		過去の生産実績	=		Bさんへの支払額
小麦	28,598円/10a	×	2.5ha分	=	715千円	1,014千円
大豆	19,931円/10a	×	1.5ha分	=	299千円	

交付金額

面積単価は市町村ごとに定められています。

< 成績払 >

	数量当たり単価		その年の生産量	=		Bさんへの支払額
小麦	2,110円/60kg (Aランク・1等)	×	7,600kg	=	267千円	431千円
大豆	2,736円/60kg (2等)	×	3,600kg	=	164千円	

交付金額

このケースでは、合計で **1,445千円** の交付金が受け取れます。

過去の生産実績の移動

過去の生産実績は、平成16～18年の間に麦・大豆等を生産した方が保有しています。

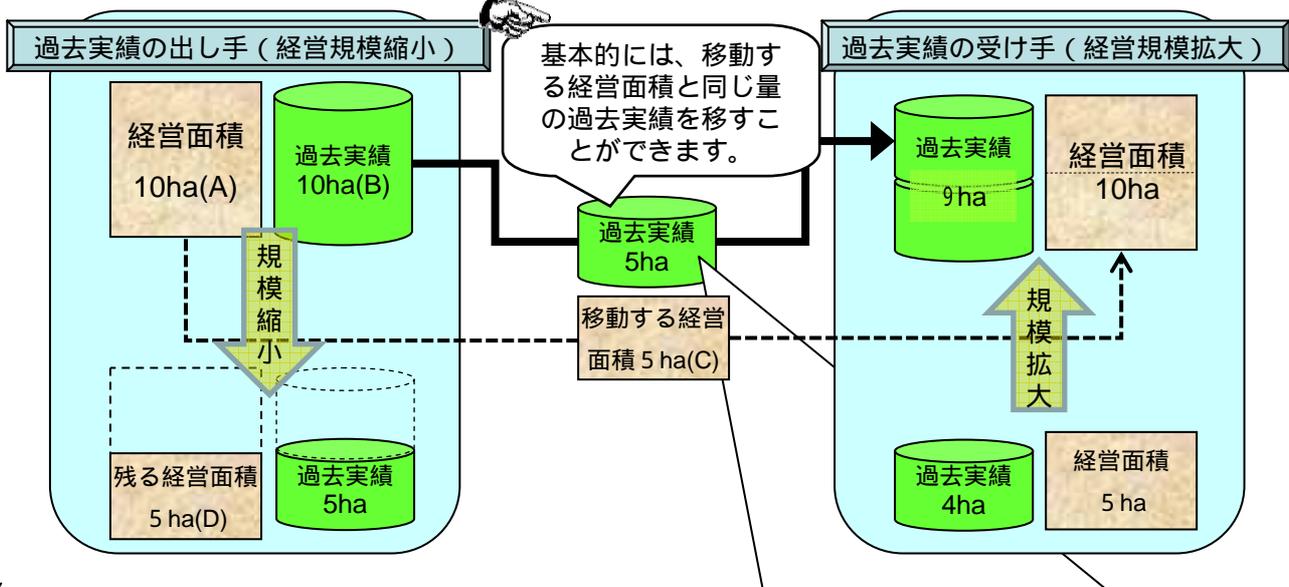
しかし、生産した方に保有を限定すると、これから、麦・大豆を生産する方や、作付けを拡大して交付金を必要とする方に交付金を交付することができなくなってしまいます。

このため、過去の生産実績を保有する方から、経営を引き継ぐ（田畑を買い受ける、借りる、農作業を受託する）場合には、過去の生産実績も移動することができます。

移動する過去の生産実績の量（面積）は、基本的には、移動する経営面積と同じ量となりますが、

移動できる過去の生産実績にも、
 出し手に残すことができる過去の生産実績にも、
 それぞれ、上限が決められており、上限の範囲内で任意に決めることができます。

過去の生産実績の移動のイメージ



移動できる過去の生産実績の上限は、
 基本的には移動する経営面積と同じ量ですが、
 出し手の過去実績が経営面積よりも大きい場合には、
【出し手の経営面積に占める過去実績の割合】 × 【移動する経営面積】
 が上限になります。

$$\frac{\text{過去実績 (B)}}{\text{経営面積 (A)}} \times \text{移動する経営面積 (C)}$$

出し手に残すことができる過去の生産実績の上限は、
 基本的には出し手に残る経営面積と同じ量ですが、
 出し手の過去実績が経営面積よりも大きい場合には、
【出し手の経営面積に占める過去実績の割合】 × 【残る経営面積】
 が上限になります。

$$\frac{\text{過去実績 (B)}}{\text{経営面積 (A)}} \times \text{残る経営面積 (D)}$$

過去実績の移動の計算や方法などでお悩みの場合は、お気軽に農政事務所等にご相談ください。

過去の生産実績がない場合に対する支援 (担い手経営革新促進事業)

経営規模の拡大や米の生産調整の強化に伴って作付拡大を行う場合、必要な経費の一部を麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの拡大面積に応じて助成します。

< 助成単価及び助成額の算出方法 >

$$\text{助成額} = \text{助成対象面積} \times \text{作目ごとの助成単価}$$

(円 / 10a)

小麦、てん菜、 でん粉原料用ばれいしょ	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆
27,600	20,900	18,200	23,600	20,200

助成単価は、原則として全国一律とします。

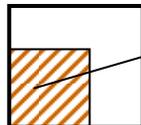
< 対象となるのは3つの場合 >

新規参入

当該年産の麦・大豆等の作付面積の合計

18年産

当年産



対象品目作付

(斜線部分が対象面積)



野菜から大豆への転換など、単なる作目転換は対象外です。

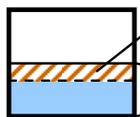
米の生産調整の強化への対応

経営規模の拡大

当該年産の麦・大豆等の作付面積の合計 - 18年産の麦・大豆等の作付面積の合計

18年産

当年産

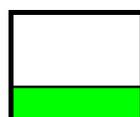


作付
拡大分

生産調整

18年産

当年産



作付
拡大分

対象品目
作付

< 助成を受けるための主な要件 >

新技術の導入

需要に応じた生産の実施

上位区分の占める比率が農協等の出荷単位の概ね平均以上であること

先進的な小麦等産地の振興

担い手経営革新促進事業においては、上記のほか、北海道などの先進的な小麦産地やてん菜産地において、地域の生産力に見合った収入が確保されるよう支援措置を講じています。

担い手経営革新促進事業のうち 小麦主産地緊急支援対策 1 5 1 億円(19補正:98億円、20当初:53億円)
てん菜主産地緊急支援対策 1 7 億円(19補正:7億円、20当初:10億円)

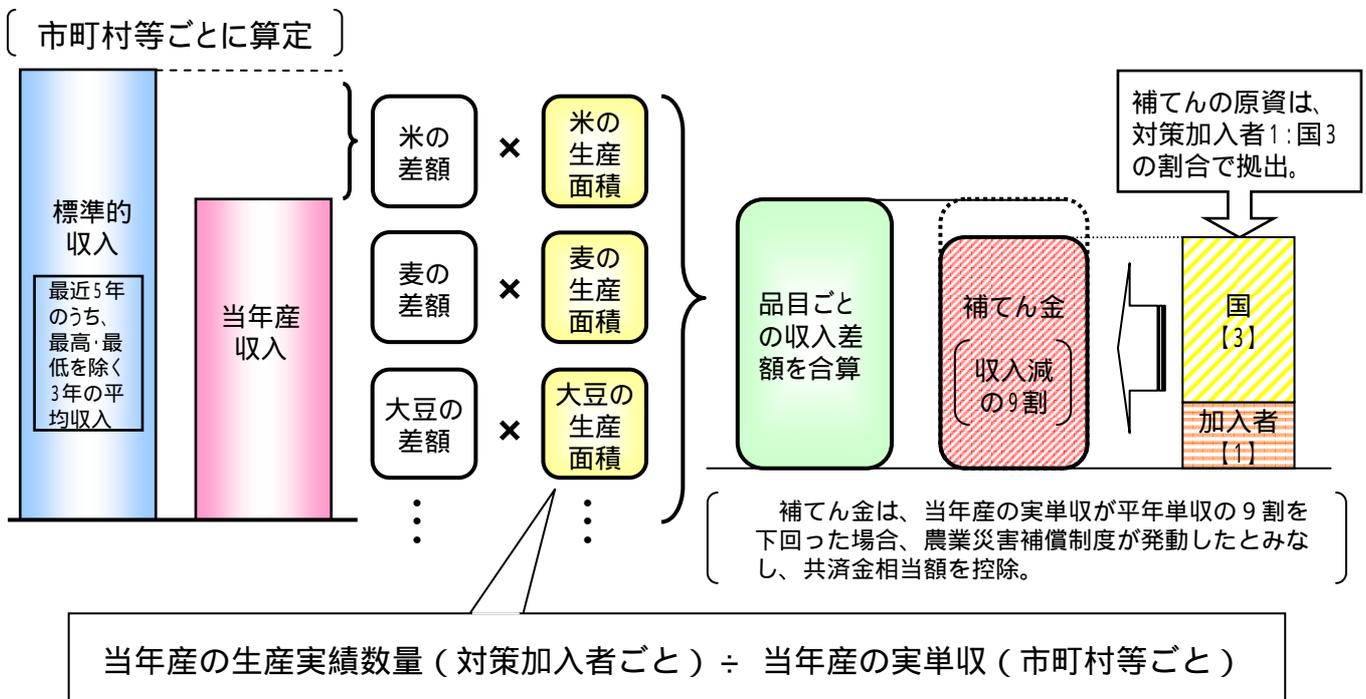
(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）

対策加入者の収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合に、その差額の9割を補てんします。

補てんを受けるには、対策加入者も予め一定額の積立金を拠出（対策加入者1：国3）する必要があります。

$$\text{補てん金} = (\text{標準的収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$$

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の米・麦・大豆は支援対象外）です。



< 補てん金の対象となる生産実績数量について（米穀） >

米穀については、生産数量目標（農業者間調整等後の確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で主食用として収穫年の翌年の3月31日までに、

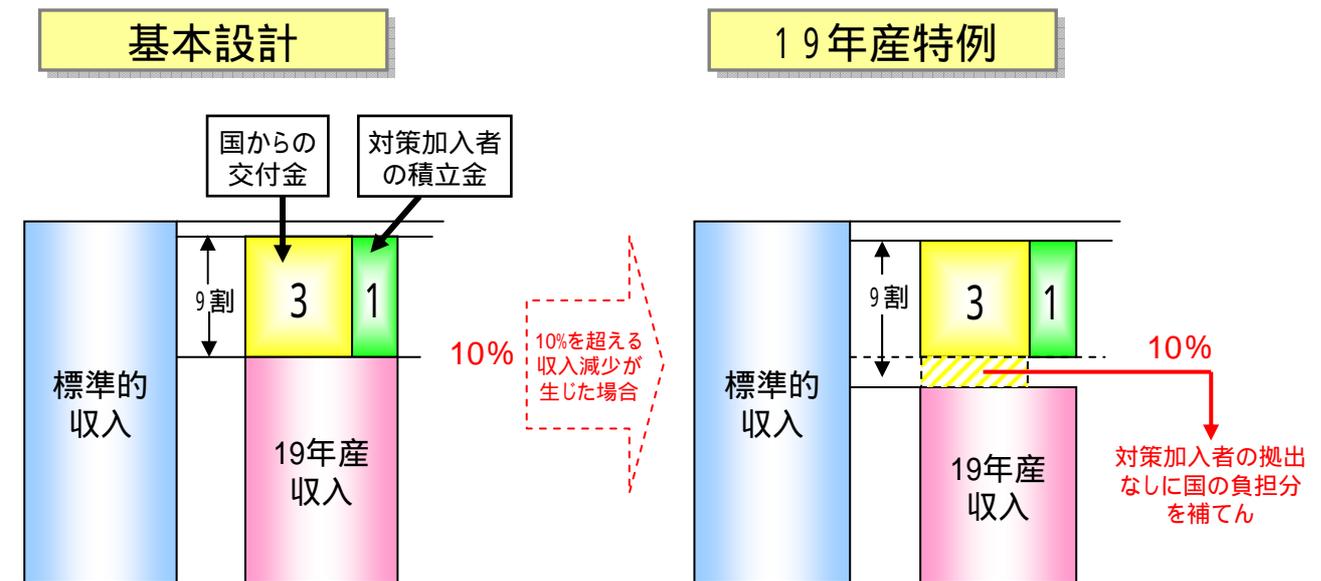
対策加入者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したものが、消費者等に販売することとしたものが対象です。

なお、米穀以外の対象品目の生産実績数量は、成績払と同じ範囲です。

19年産における特例措置

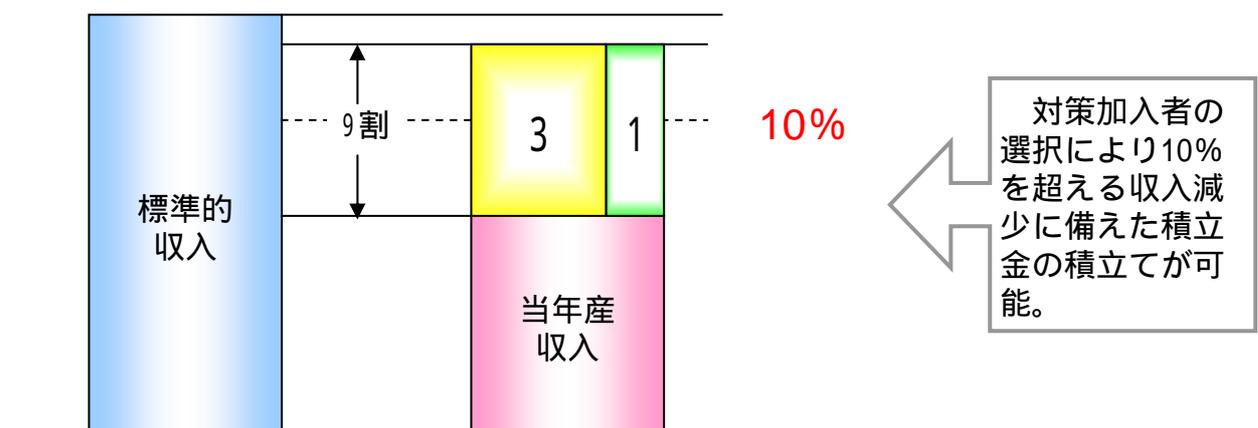
収入減少影響緩和対策は、10%までの収入減少を想定した制度設計となっていました。19年産の米価下落を受け、**19年産について特例的な措置**を講じます。

仮に、**10%を超える収入減少が生じた場合**にも、10%を超える部分については、**対策加入者の拠出なしに国の負担分の補てん**が行われるよう措置します。



20年産以降の制度の充実

20年産以降においては、対策加入者の選択により、**一度に10%を超える収入減少に備えた積立金の拠出**（ただし、20%の収入減少に備えた額の拠出が上限）ができるよう措置しました。

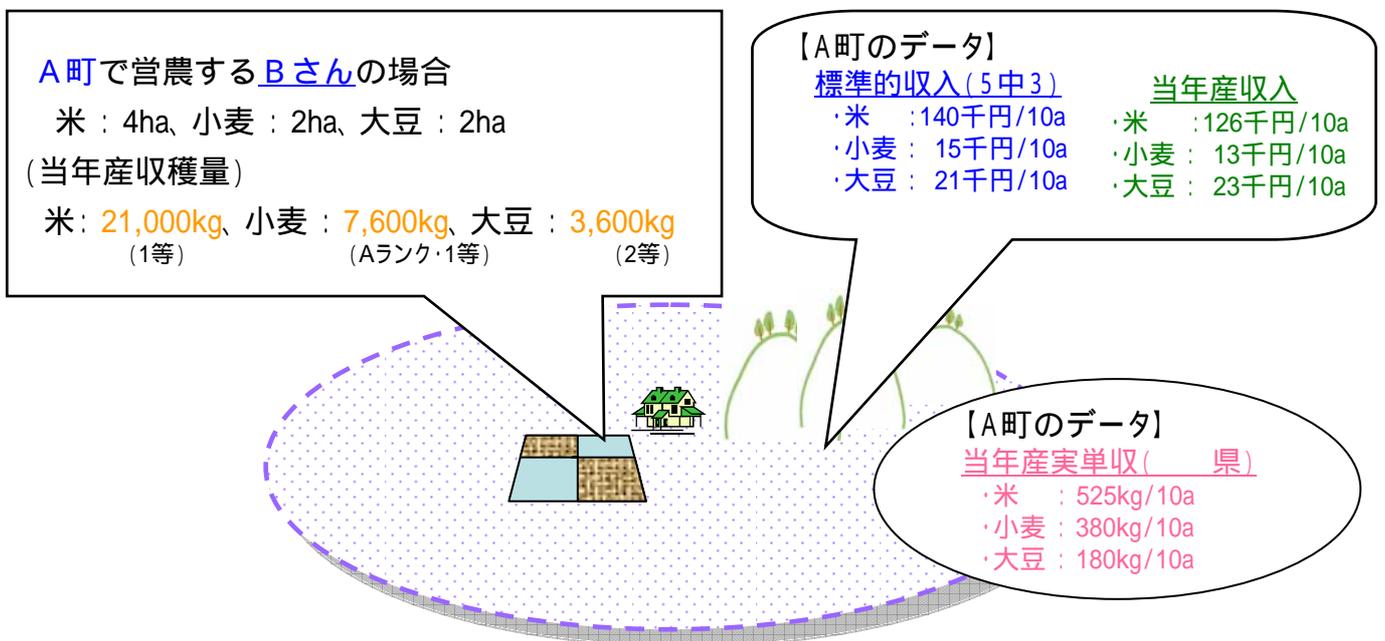


収入減少影響緩和対策（収入減少補てん） のモデル試算例

A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）
について、米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上
昇、米・麦・大豆の収量に変動がなかった場合の試算例。

この例では、Bさんは**142千円の拠出**で、**504千円の補てん**
んが受けられます。

また、収入減少による補てんが行われなかった積立金（2万円）
については、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。



< 加入時の対策加入者の拠出額 >

$$\text{拠出額} = \text{品目ごとの「標準的収入} \times \text{生産予定面積」の合計} \times 10\% \times 9割 \times 1/4$$

米	140千円/10a	× 4ha	=	5,600千円	} × 10% × 9割 × 1/4	Bさんの拠出額
小麦	15千円/10a	× 2ha	=	300千円		
大豆	21千円/10a	× 2ha	=	420千円		

142千円

(注) 10%の減収に備えた積立額を拠出する場合です。

また、補てん原資は、対策加入者1:国3の割合で拠出するので、補てん原資の1/4が対策加入者の拠出額となります。

< 収入減少が起きたときの補てん額 >

$$\text{補てん額} = \text{品目ごとの「収入増減額} \times \text{生産面積」の合計} \times 9割$$

$$\text{米} \quad 14\text{千円}/10\text{a} \times 4\text{ha} = 560\text{千円}$$

$$\text{小麦} \quad 2\text{千円}/10\text{a} \times 2\text{ha} = 40\text{千円}$$

$$\text{大豆} \quad 2\text{千円}/10\text{a} \times 2\text{ha} = 40\text{千円}$$

$$\text{合計} \quad 560\text{千円} \times 9割 = \text{Bさんの補てん額}$$

国からの交付金: 378千円
積立金の返納額: 126千円

補てん額 **504千円**

補てんが行われなかった積立金16千円(142千円 - 126千円)は、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

上記の補てん額の算定に用いたデータ

1 A町の品目ごとの収入増減額

米	…	126千円/10a	-	140千円/10a	=	14千円/10a
小麦	…	13千円/10a	-	15千円/10a	=	2千円/10a
大豆	…	23千円/10a	-	21千円/10a	=	2千円/10a

A町の当年産収入

A町の標準的収入

2 Bさんの品目ごとの生産面積

米	…	21,000kg	÷	525kg/10a	=	4ha
小麦	…	7,600kg	÷	380kg/10a	=	2ha
大豆	…	3,600kg	÷	180kg/10a	=	2ha

Bさんの当年産収穫量

A町の当年産実単収

6. 対策の加入手続等

20年産のスケジュール

	申請手続	支払時期
20年4月	<ul style="list-style-type: none"> 19年産収入減少補てん交付申請 (4/1～4/30) 対策加入申請(全品目) (4/1～6/30)¹ 収入減少補てん積立申出(全品目) (4/1～6/30) 固定払交付申請(4/1～9/30)² 	収入減少補てん交付金 (19年産)
5月		
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> 収入減少補てん積立金納付期限 (7/31) 	固定払交付金
8月		
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> 成績払交付申請(麦)³ 	成績払交付金 (麦)
11月		
12月		
21年1月	<ul style="list-style-type: none"> 成績払交付申請(麦以外) (~3/5) 	成績払交付金 (麦以外)
2月		
3月		

- 19年6月～8月の間に20年産秋麦の加入申請を行った方は、この間に改めて加入申請を行っていただく必要はありません。
- 固定払の交付申請期限は9月30日までですが、4月1日以降早めに申請いただくことで交付金の早期支払が可能です。
- 麦の成績払は11月末までに申請いただくことで、交付金の年内支払が可能です。また、大豆等と合わせて年明けに申請することも可能ですが、その場合交付金の支払は大豆等と同時期となります。

申請用紙や記入例は、農政事務所等に用意してあります。
書類の作成・準備等に当たっては、関係機関が支援しますので、市町村、農協、担い手協議会等に御相談ください。
農協等を通じて手続を行うこともできます。

加入申請手続

加入申請には、以下の書類が必要になります。

認定農業者の場合

加入申請書

農業経営改善計画認定書（写）
 共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、
 2年目以降提出を省略できます。

集落営農組織の場合

加入申請書

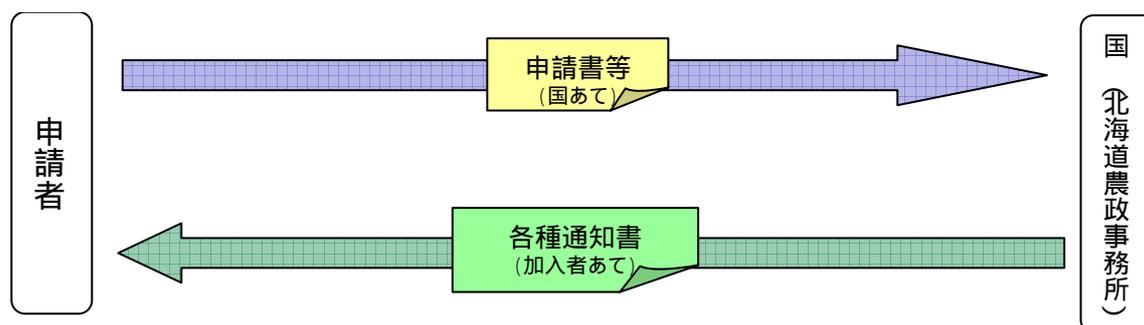
農業生産法人化等計画書
 定款又は規約（写）
 特定農用地利用規程認定書（写）等（特定農業団体の場合）
 共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、
 2年目以降提出を省略できます。

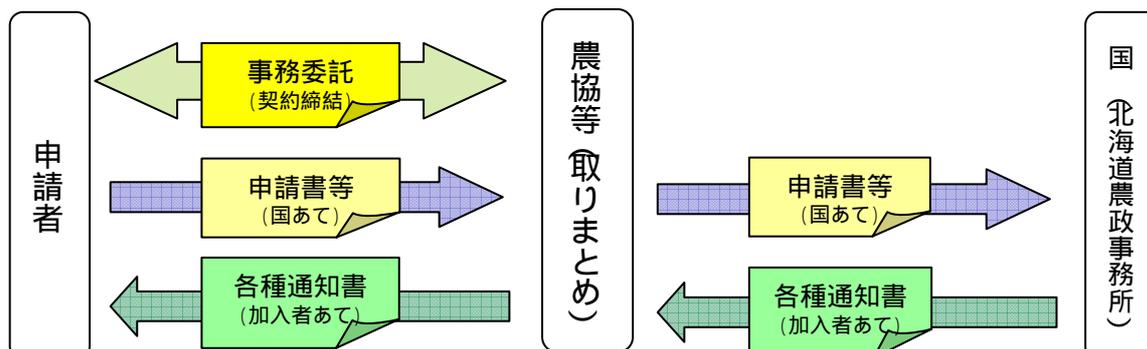
法人化計画等取組状況報告書（2年目以降提出してください。）

申請等の手続は、農政事務所で行っていただくほか、農協等に委託することもできます（代理申請）。

～ 申請者自らが手続を行う場合 ～



～ 代理申請の場合～



7. その他

(1) 担い手支援策の充実

新たな発想に立った担い手支援策の創設

水田経営所得安定対策の導入と合わせて、認定農業者や集落営農組織に対する支援策が大幅にパワーアップしました。
これにより、担い手となるメリットが格段に大きくなりました。

無利子で資金が借りられます。

<対象: 認定農業者>

スーパーL資金、近代化資金の無利子化措置

2,000万円を15年で償還する場合、通常のスーパーL資金と比べて、**年間20万円の利子負担が軽減!**(15年間の平均)
500万円超の資金が対象

小口の資金は無担保・無保証人、最短1週間で借りられます。

<対象: 認定農業者・集落営農組織>
(経営実績が一定格付以上の者)

無担保・無保証によるクイック融資

審査期間が大幅に短縮!
(最長1ヶ月半程度 最短1週間程度)
500万円までの資金が対象

融資で機械施設等を導入する場合、個別経営体でも自己負担部分の助成が受けられます。

<対象: 認定農業者・集落営農組織>

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(6.5億円)

(機械等の取得価格) 3,500万円
(資金調達の内訳) スーパーL資金 2,300万円: 融資
預金取り崩し 1,200万円: 自己負担

上記の場合、**自己負担1,200万円が最大で150万円に軽減!**
融資率と目標に応じて、最大で取得価格の3/10まで助成
原則として融資対象物件以外の担保は不要

集落ぐるみで面的にまとまった農地を利用集積する場合、集積に必要な経費が支給されます。

<対象: 農用地利用改善団体等
認定農業者・集落営農組織>

担い手農地集積高度化促進事業(2.1億円)

認定農業者に対して農地を10ha集積した場合、地区に対し、面的集積促進費が**最大460万円交付!**
この促進費を活用して、担い手へ支援
(例)・簡易な基盤整備(畦畔除去、伐根等)
・農業機械等の導入 等

経営相談、法人化支援、技術指導、人材育成など、あらゆる担い手向けの支援を一元的に受けることができます。

<対象: 認定農業者・集落営農組織等>

担い手アクションサポート事業(2.3億円)

担い手協議会

税理士
中小企業診断士
普及員 など

ワンストップで支援!

経営相談、法人化支援
技術指導、人材育成 等



()は、20年度予算概算決定額

注: 各事業等ごとに要件や予算枠等があります。また、上記の他にも、野菜、畜産の品目別対策等、様々な支援策があります。

詳しくは、各地域の「担い手育成総合支援協議会」や「農政安心ダイヤル(P24参照)」にお問い合わせください。

発展段階に応じた集落営農支援策の充実

高齢者や小規模な農家も安心して参加できるよう、**集落営農の立ち上げ活動や経営の改善など発展段階に応じたきめ細やかな支援**を実施します。また、**融資やリースを活用した農業用機械・施設の整備等**を支援します。

[発展段階に応じた支援]

集落営農の立ち上げ
段階の支援

集落営農組織化支援事業(新規)

高齢者や小規模な農家の不安や誤解を払拭し、集落営農の立ち上げを促すため、担い手育成総合支援協議会(立ち上げ推進チーム)が行う**集落営農の立ち上げ活動を支援**します。

経営体育成基盤整備事業

生産基盤の整備を契機として**集落営農の組織化を支援**します。

組織化後の運営や経営
改善段階の支援

集落営農フォローアップ支援事業(新規)

集落営農組織の状況に応じた組織運営や経営の改善について、**相談員チームや専門家チームが行う、きめ細やかな相談・助言やコンサルティング活動を支援**します。

経営の多角化・複合化など
発展段階の支援

集落営農経営安定支援事業(新規)

農作業の共同化等で確保された労働力等を活用して経営の多角化や複合化にチャレンジするための、**試験的な事業実施や集落リーダー等の活動を支援**します。

[その他条件整備のための支援]

農業用機械・施設等の
整備に対する支援

担い手経営展開支援リース事業 (集落営農緊急支援タイプの創設)

経営規模の拡大、新規作物の導入等の経営改善に必要な**機械・施設のリース料の一部を助成**します。

集落営農育成・確保緊急整備支援

個人所有の農業用機械の整理に向けた**農業用機械の査定・廃棄処分及び新たに必要となる農業用機械の導入等**を支援します。

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し、**融資残の自己負担部分について補助**します。

集落営農組織に対する金融支援措置の強化

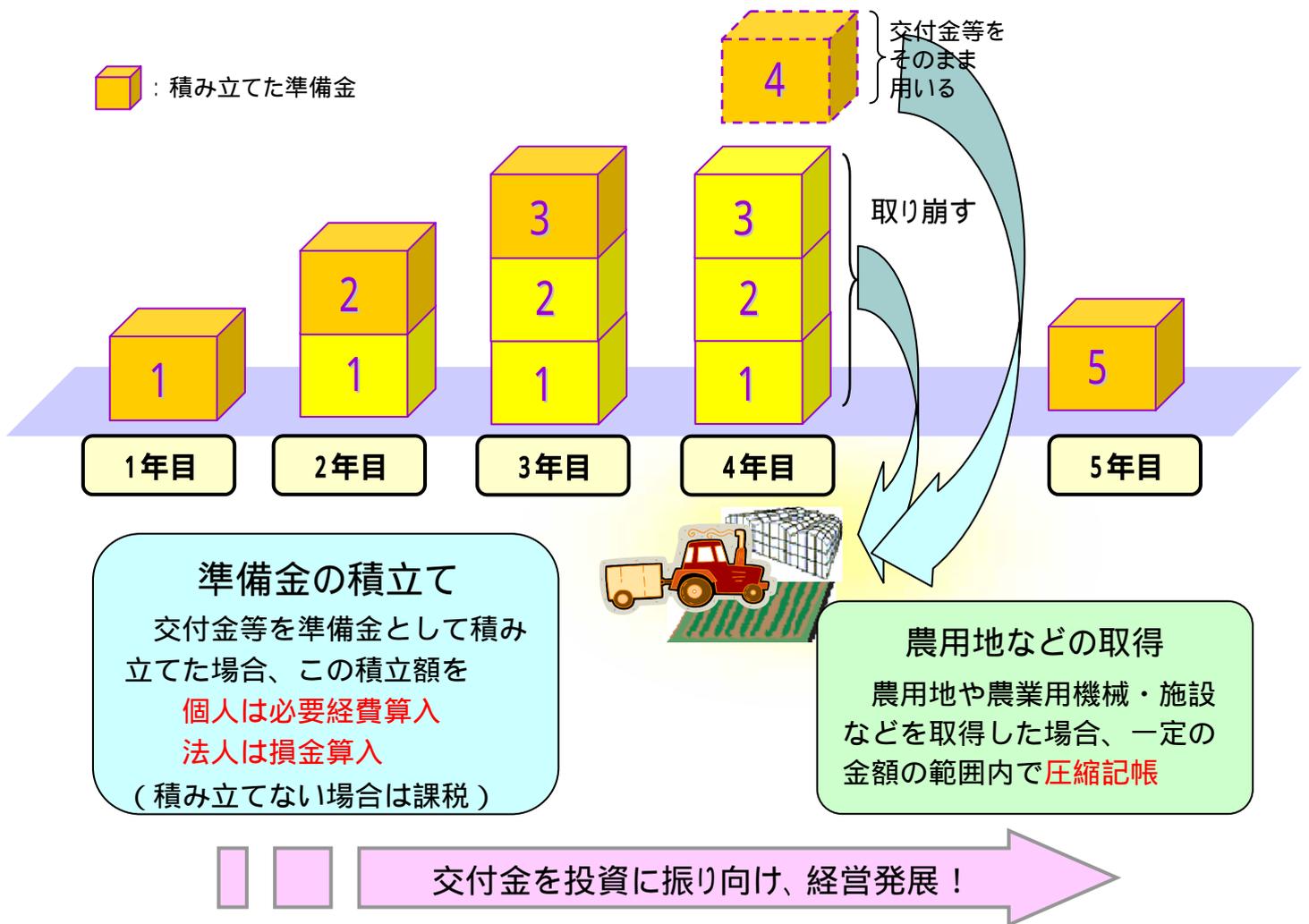
集落営農組織が借り受ける**農業近代化資金についての金利負担を軽減する(最大2%引下げ)**するとともに、貸付条件を認定農業者並に拡充します。結果として平成19年12月19日現在の金利水準(1.7%)だと借受金利は実質無利子になります。

詳しくは、各地域の「担い手育成総合支援協議会」や「農政安心ダイヤル(P24参照)」にお問い合わせください。

(2) 農業経営基盤強化準備金制度

水田・畑作経営所得安定対策などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費に、法人は損金**に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、農用地や農業用機械・施設などの**固定資産を取得した場合**、**圧縮記帳**できます。



(注意事項等)

特例の適用を受けるためには、確定申告の書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。農林水産大臣の証明書は農政事務所で発行します。詳しくは、北海道農政事務所にお問い合わせください。
特例を受けようと思う担い手の方は、一定の方法で記帳し、**確定申告を青色申告**で行う必要がありますので、ご注意ください。
積立てから5年を経過したものは、順次、総収入金額(益金)に算入されます。

農業経営基盤強化準備金制度は、水田・畑作経営所得安定対策のほか、米政策改革推進対策(産地づくり交付金など)や農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)も対象となります。

「水田・畑作経営相談窓口」一覧

「水田・畑作経営相談窓口」（愛称：農政安心ダイヤル）では、水田・畑作経営所得安定対策のほか、米政策改革、認定農業者制度、担い手支援施策等、国の制度や施策に関するご相談・ご要望を受け付けています。農業経営に関する個別のご相談も含め、お気軽にご連絡ください。

北海道農政事務所 農政推進課 TEL 011-642-5462 FAX 011-642-5509

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の 9:00～17:00（12:15～13:00を除く）

農林水産本省 経営局 経営政策課 TEL 03-6744-2339 FAX 03-3502-6007

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の 10:00～18:00（12:15～13:00を除く）

